高知市	高知都市計画区域及び潮江南部地区の土地区画整理事業に係る換地計画並びに測量及び調査の実施	高知市桟橋通三丁目、同二丁目、同四丁目、竹島町、北町一丁目、塩屋崎町一丁目及び同二丁目の各一部	平成二十八年度から平成二十一年度まで
唐津市	唐津都市計画新興住宅地区画整理事業に係る土地の測量及び調査並びに換地計画の作成	佐賀県唐津市鏡新開、松南町の一部	平成二十九年度から平成二十一年度まで

公　告

諮　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成22年1月28日

大阪地方検察庁堺支部検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成22年２月12日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所堺支部刑事５係
2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反
3　被告人氏名　ユン　ヨンヒ（尹　　娟熙）
4　公判期日　平成22年２月19日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
　金塊合計10,001.11グラム（大阪地方検察庁堺支部平成21年領第1475号符号１－１、１－２、１－３、２－１、２－２、２－３、３－１、３－２、３－３、４－１、４－２、４－３、５－１、５－２、５－３、６－１、６－２、６－３、７－１、７－２、７－３、８－１、８－２、８－３、９－１、９－２、９－３、10－１、10－２、10－３）
6　没収の理由となるべき事実の要旨
　被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、大韓民国から金塊を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、平成21年10月22日、大韓民国金浦国際空港において、金塊を詰めたコルセットを身体に装着して隠匿した上で、大韓航空第2725便に搭乗し、同航空機により、同日午前10時56分ころ、大阪府の関西国際空港に到着し、同日午前11時10分ころ、同空港内大阪税関関西空港税関支署旅具検査場において、法令により通関に関する税関長の権限の委任を受けた同税関支署長に対し、入国に伴う携帯品検査を実施する情を知らない同支署職員を介し、金塊を輸入する事実を秘し、申告すべきものはない旨の虚偽の輸入及び納税の申告を行い、税関長の許可を受けないで隠匿した金塊合計10,001.11グラム（課税価格合計3,027万3,545円相当）を輸入しようとするとともに、不正の行為により金塊に対する消費税合計121万900円及び地方消費税合計30万2,700円を免れようとしたが、同支署職員によって金塊を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

公示送達

審査請求人　神奈川県横浜市港南区港南４の２の２
　矢下　　勝

上記の者に送達すべき平成21年９月30日受付審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目１番１号法務省矯正局総務課内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成22年１月28日　法務大臣　千葉　景子

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求は、これを却下する。

裁決年月日　平成22年１月８日

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

1．商号　株式会社エル・エヌ・シー
2．本店所在地　東京都中央区銀座３丁目８番10号
3．登録番号　関東財務局長（金商）第638号
4．行政処分の年月日　平成22年１月15日
5．行政処分の内容
　金融商品取引業の全ての業務（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）を平成22年１月15日から平成22年４月14日まで停止すること。

平成22年１月28日

関東財務局長　厚木　　進

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成22年１月28日　　経済産業大臣　直嶋　正行

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社今治大丸友の会	愛媛県今治市常盤町４－１－18	友第7007号	平成21年12月31日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成22年１月28日　　四国経済産業局長　徳増　有治

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成22年３月29日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成22年３月29日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社今治大丸友の会	愛媛県今治市常盤町４－１－18	平成21年12月31日

記

あて先　〒760－8512　香川県高松市サンポート３番33号
　四国経済産業局産業部消費経済課
　電話087－811－8526

様式

申　　出　　書

四国経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1．債務者の名称及び住所
2．債権額
3．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。